

附属書十（第十二章（自然人の移動）関係） 自然人の移動に関する特定の約束

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編 日本国の特定の約束

日本国は、この編の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるオーストラリアの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 オーストラリアの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自ら物品若しくはサービスを提供することなく日本国に滞在するオーストラリアの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 オーストラリアの企業内転勤者

1 オーストラリアの自然人（日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国において物品若しくはサービスを提供し、又は投資を行う企業によつて雇用されているものに限る。）であつて、当該企業の日本国における支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される企業に転任するものについては、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合には、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として企業を管理する活動
- (c) 企業の一又は二以上の部門を管理する活動
- (d) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入

国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術」の在留資格において認めら

れるもの

(e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈 この附属書の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2 1 (d)又は(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節 オーストラリアの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するオーストラリアの自然人については、一年間又は三年間(この期間は、更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動
- (b) 日本国の者以外の者であつて日本国における事業に投資しているものに代わつて当該事業の経営を行う活動

- (c) 日本国における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節 自由職業サービスに従事するオーストラリアの自然人

法律、会計又は税務のサービスの提供者として日本国の法令に基づく次に定める資格を有するオーストラリアの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動を行うもの（サービスを提供するための契約を締結していることを必ずしも要求されない。）については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。
- (c) 「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

- (d) 「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- (e) 「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス
- (f) 「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス
- (g) 「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス
- (h) 「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス
- (i) 「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス
- (j) 「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

第五節 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するオーストラリアの自然人

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動に従事するオーストラリアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入

国管理及び難民認定法に定める「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2 1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈 1(a)に定める要件を満たす活動には、建築サービス、土木サービス並びに都市計画及び景観設計サービスに関連する活動を含む。1(b)に定める要件を満たす活動には、会計、監査及び簿記のサービス、専門デザイン・サービス、貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービスに関連する活動を含む。

第六節 同行する配偶者及び子

1 第二節から前節までの規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されたオーストラリアの自然人に同行

する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2 1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、申請があつた場合には、出入国管理及び難民認定法に従つて日本政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

注釈 この節の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、それぞれ日本国の法令に基づいて認められた配偶者又は子をいう。